

# 広島平和記念都市建設法 制定60周年記念パネル展

～未来につなぐヒロシマの思い～

期間／

平成21年 7月18日(土)～  
(2009年)

平成22年 7月11日(日)  
(2010年)

場所／ 広島平和記念資料館東館  
地下1階 ホワイエ

Hiroshima

主催 広島市

同時開催／ 佐々木雄一郎写真展  
広島平和記念資料館主催



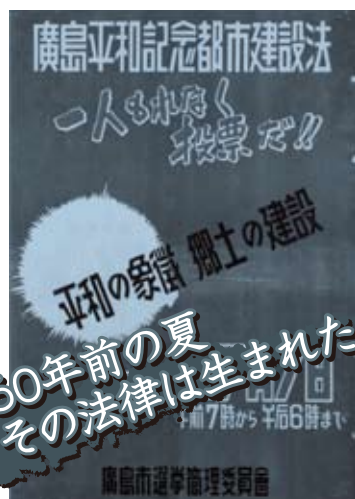
# 広島平和記念都市建設法 制定60周年記念パネル展

～未来につなぐヒロシマの思い～

入場  
無料

広島平和記念都市建設法（平和都市法）の全7条を紹介するとともに、その一つ一つの条文が持つ意味や広島市の復興に果たした役割を解説します。

平成21年（2009年）は、平和都市法が制定されて60周年の節目の年に当たります。広島は、昭和20年（1945年）8月6日に人類史上初めて使用された原子爆弾によって廃虚と化し、多くの人が亡くなりました。平和都市法は、「75年間は草木も生えぬ」と言われた広島市を単に復興するだけでなく、恒久平和を象徴する平和記念都市として建設することを目的に掲げ、全国初の住民投票を経て昭和24年（1949年）8月6日に公布・施行されました。この法律の趣旨に沿って都市計画が策定され、国内外問わず多くの人からの支援の元で広島は見事に立ち直り、今日にいたるまで広島の都市づくりを支える礎の役割を果たしています。今回は、平和都市法制定にまつわる展示に加え、被爆都市広島を記録し続けた佐々木雄一郎氏の写真なども合わせて紹介しながら、都市と市民の復興のあゆみをたどっていきます。



かくして、わたくしは思う。「足を一たび広島市にふみこめば、その一木一草が恒久の平和を象徴して立っている。石ころの一つ一つまでもが、世界平和を象徴してころがっている。平和都市の名にふさわしい国際平和の香気が、全ヒロシマの空にみちみちている。」精神的にいても物質的にみてもそういうふうな平和郷が、ここに具現されることにならなければならないのである。いつの日にか。（「ヒロシマ平和都市法」寺光忠※著より）

※平和都市法の草案者

同時開催

## 佐々木雄一郎写真展

終戦後、故郷・広島に戻ってきた写真家・佐々木雄一郎（大正6年～昭和55年）は、廃虚と化したヒロシマを撮影しはじめました。肉親が原爆で犠牲となった自宅の焼け跡に始まるその数は、30年余で10万枚にも及びます。その作品は、被爆の惨状にとどまらず、復興のつち音とともに現れ、また消えていく光景や、市民の暮らしぶりをも詳細に収めています。今回は、被爆直後から昭和30年までの10年簡を中心に、ヒロシマと人々が力強く再生・復興を遂げていく様子をご紹介します。

**期間** 第一部／平成21年(2009年)7月18日(土)～12月15日(火)

第二部／平成22年(2010年)2月中旬～7月中旬

**場所** 広島平和記念資料館東館地下1階 展示室(5) (入場無料)

**主催** 広島平和記念資料館

問い合わせ先

広島市都市整備局都市計画課

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 Tel 082-504-2267

ホームページ <http://www.city.hiroshima.jp/>



不法建築が建ち並び猿猴川護岸



平和大通りの整地作業風景



広島平和記念都市建設計画図



建設途中の平和記念公園



公会堂



場所 広島平和記念資料館  
広島市中区中島町1番2号

時間 3月～11月 8:30～18:00 (8月は19時閉館)  
12月～2月 8:30～17:00

休館日 年末年始 12月29日～1月1日